

〈資料 1〉

令和 5 年度

第 1 回宇治市小中一貫教育推進協議会 資料

令和 5 年 7 月 5 日（水）18 時 00 分～
宇治市役所 6 階 602 会議室

目 次

1	宇治市小中一貫教育推進協議会委員名簿	…	1
2	宇治市小中一貫教育推進協議会設置要項	…	2
3	宇治市小中一貫教育推進協議会の会議の公開に関する要領	…	4
4	令和4年度宇治市小中一貫教育推進協議会の活動概要	…	6
5	令和4年度の小中一貫教育の取組到達状況	…	7
6	令和4年度小中一貫教育中学校ブロック活動状況	…	8
7	令和5年度の小中一貫教育の到達目標	…	10
8	効果のある宇治市方式を進めるアクションプラン 概要版（案）	…	12
9	令和5年度小中一貫教育推進協議会の活動について（案）	…	13

宇治市小中一貫教育推進協議会委員名簿（令和5年度）

	氏 名	所 属 等
学識経験者	榊原 禎宏	京都教育大学教授
保護者	青木 英明	宇治市連合育友会会長 宇治黄檗学園育友会会長
保護者	上林 亮一郎	宇治市連合育友会副会長 菟道小学校育友会会長
地域関係団体	蒨 正永	宇治黄檗学園 地域青少年健全育成協議会代表
	西川 千香子	西小倉小学校区 地域青少年健全育成協議会代表
学校運営協議会委員	内田 徹	笠取小学校 学校運営協議会委員
学校関係者	安田 善一	宇治市校長会会長 宇治黄檗学園 宇治小学校・黄檗中学校
	中井 良幸	宇治市中学校長会会長 宇治市立西宇治中学校校長
	西尾 直樹	西小倉中学校ブロックラーニングコーディネーター 宇治市立西小倉中学校教諭

事 務 局	宇治市教育委員会教育部 教育部長 教育部副部長 教育支援センター長 教育総務課長 学校管理課長 学校改革推進課長 学校改革推進担当課長 教育支援課長 生涯学習課長 学校教育課長 学校教育課副課長 学校教育課教育指導係長
-------	--

宇治市小中一貫教育推進協議会設置要項

(目的及び設置)

第1条 「第2次宇治市教育振興基本計画」に示された小中一貫教育を総合的に推進するため、小中一貫教育推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(担任事項)

第2条 協議会は、次の各号に規定する事項について、意見の交換及び調整を行う。

- (1) 小中一貫教育の学校運営に関すること。
- (2) 小中一貫教育の教育課程や指導体制に関すること。
- (3) 小中一貫教育に係る施設・環境整備に関すること。
- (4) 小中一貫教育の研究に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、小中一貫教育に係る必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員は、次の各号に規定する者のうちから教育長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 宇治市立小学校及び中学校に在学する児童及び生徒の保護者
- (3) 地域関係諸団体代表者
- (4) 宇治市立小学校及び中学校関係者
- (5) その他教育長が認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。また、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、必要に応じて会長が招集し、会長がその議長となる。

(専門部会)

第7条 協議会は、必要に応じて専門部会を設置し、必要とする事項について調査、研究等を行わせることができる。

2 専門部会に部会長を置く。部会長は、会長が指名する。

3 専門部会の構成員は、部会長の推薦により、会長が指名する。

(意見の聴取等)

第8条 会長は、協議会において必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、教育部教育支援センター学校教育課において処理する。

(委任)

第10条 この要項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

1 この要項は、平成20年4月4日から施行する。

2 この要項の施行後最初の協議会の会議の招集は、第6条の規定にかかわらず、教育長が行う。

附 則

1 この要項は、平成23年6月1日から施行する。

2 平成23年度における最初の協議会の会議の招集は、第6条の規定にかかわらず、教育長が行う。

附 則

1 この要項は、平成26年6月1日から施行する。

2 委嘱後最初の協議会の会議の招集は、第6条の規定にかかわらず、教育長が行う。

附 則

この要項は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、令和4年6月1日から施行する。

宇治市小中一貫教育推進協議会の会議の公開に関する要領

(趣旨)

第1条 この要領は、宇治市小中一貫教育推進協議会(以下「協議会」という。)の会議の公開に関し、必要な事項を定めるものとする。

(開催会議の事前公表)

第2条 協議会は会議を開催するにあたり、当該会議の開催日の1週間前までに、会議の概要を記載した書面を行政資料コーナーに備えるとともに市のホームページに掲載するものとする。ただし、緊急に会議を開催する必要があると認められる場合はこの限りではない。

(会議の公開)

第3条 会議の公開は傍聴を認めることにより行うものとする。

(傍聴席の区分)

第4条 傍聴席は、一般席及び報道関係者席に分ける。

(傍聴人の定員)

第5条 一般席の定員は、会場のスペースにより5名から20名程度とし、先着順とする。

(傍聴の手続き)

第6条 会議を傍聴しようとする者は、会議開催予定時刻の10分前までに、会議場の傍聴人受付において、氏名及び住所を傍聴受付票に記入し、事務局の指示に従い入場しなければならない。

(傍聴席に入ることができない者)

第7条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴席に入ることができない。

- (1) 銃器その他の危険なものを携帯している者
- (2) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりの類を携帯している者
- (3) 笛、ラッパ、太鼓、その他の楽器の類を携帯している者
- (4) ラジオ、拡声器、無線機、マイクの類を携帯している者
- (5) 酒気を帯びていると認められる者
- (6) 前各号に定めるもののほか、会議を妨害し、または他人に迷惑をおよぼすと認められるものを携帯している者

(傍聴人の守るべき事項)

第8条 傍聴人は、傍聴席において、次の事項を守らなければならない。

- (1) 会議場における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 私語、談笑または騒ぎ立てる等、会議を妨害しないこと。
- (3) はち巻、腕章の類をする等、示威的行為をしないこと。
- (4) 飲食または喫煙をしないこと。
- (5) 会長の許可なく、会議場において撮影、録音その他これに類する行為をしないこと。
- (6) 携帯電話等は電源を切るか、マナーモードに設定すること。
- (7) その他会議場の秩序を乱し、または会議の妨害となるような行為をしないこと。

(会長の指示)

第9条 傍聴人は、全て会長の指示に従わなければならない。

(傍聴人の退場)

第10条 傍聴人は、会議を公開しない決定があったときは、速やかに退場しなければならない。

(違反に対する措置)

第11条 傍聴人がこの要領に違反するときは、会長はこれを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

(会議資料の提供)

第12条 協議会は、会議資料(宇治市情報公開条例(平成17年宇治市条例第4号)第6条各号の規定に該当する情報(以下「非公開情報」という。)が記録されている部分を除く)を会議の当日までに行政資料コーナーに備えるとともに、傍聴者に提供するものとする。

(会議の非公開)

第13条 協議会は、以下の各号に該当する場合は、非公開とする理由を明らかにしたうえで、委員の過半数の賛同を得て、非公開とすることができる。

(1) 非公開情報に関し、協議等をする場合。

(2) 会議を公開することにより、公正、円滑な協議等が著しく阻害され、会議の目的が達成されないと認められる場合。

2 会議の協議事項に公開する事項と非公開とする事項がある場合において、協議を分割して行うことができると認められるときは、非公開の事項に係る部分を除いて公開するものとする。

(会議録の公開)

第14条 協議会は、公開した会議の会議録を作成し、その写しを行政資料コーナーに備え、一般の閲覧に供するものとする。

(その他の必要な事項)

第15条 この要領に定めるもののほか、会議の公開に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

1 この要領は、平成20年4月4日から施行する。

令和4年度宇治市小中一貫教育推進協議会の活動概要

○ 協議会の活動

小中一貫教育に関する取組全般の進行管理を行い、取組内容の点検確認とともに改善について意見の交換等を行う。

○ 第1回〔令和4年7月11日(月)〕

- 1 委嘱状交付
- 2 会長・副会長の選出
- 3 報告及び協議事項
 - (1) 令和3年度宇治市小中一貫教育推進協議会の活動概要報告
 - (2) 令和3年度小中一貫教育の到達状況報告
 - (3) 中学校ブロックを単位とした取組について
 - ・令和4年度の到達目標
 - ・各中学校ブロックジョイントプラン
 - (4) 小中一貫教育の目指す方向性について(案)
 - (5) 令和4年度の推進協議会の活動について(案)
 - ・委員による視察について
 - (6) 小中一貫教育に係る意識調査(「小中一貫教育についてのアンケート」)

○ 取組視察(2学期)

中学校ブロックの特色ある取組の視察

取組を視察し、その後現地にて交流・協議

	日 付	中学校ブロック 【視察校】	取組内容	視察委員
①	9月8日(木)	西小倉中ブロック 【西小倉小学校】	・文化芸術による子供育成推進事業 地域のNP0(こみねっと)の方を講師に招き、お茶についての劇づくりを行う宇治学3年生での取組	榊原 会長
②	9月13日(火)	南宇治中ブロック 【西大久保小学校】	・小小連携の取組(午前) 平盛小教員が西大久保小学校の児童に帰国児童理解学習を行う取組	榊原 会長 島田 委員
			・ブロックの取組(午後) 南宇治中学校、中国文化拳術部生徒が児童への演武指導を行う取組	島田 委員
③	11月29日(火)	北宇治中ブロック 【小倉小学校】	・文化芸術による子供育成推進事業	井戸本委員 松丸 委員
④	12月16日(金)		地域のNP0(こみねっと)の方を講師に招き、お茶についての劇づくりを行う宇治学3年生での取組	薮 副会長 内田 委員 岸 委員 清原 委員

※2中学校ブロックの取組視察を実施

※委員の視察時に、視察ブロック関係者と意見交流や協議を実施
[学校関係者の委員視察時を除く]

○ 第2回〔令和5年3月7日(火)〕

- 1 報告及び協議事項
 - (1) 令和4年度小中一貫教育の取組状況 報告
 - ・全体報告
 - ・ブロック取組報告

- ・宇治中学校ブロック
 - ・東宇治中学校ブロック

- ・西小倉中学校ブロック
 - ・黄檗中ブロック
 - (2) 宇治市小中一貫教育推進協議会の活動 報告協議
 - ・協議会の開催
 - ・委員による中学校ブロックの取組視察
 - (3) 次年度に向けて

令和4年度の小中一貫教育の取組到達状況

(1) 系統的・継続的な学習指導・生徒指導の充実

(ア) 9年間を見通した子どもの学びのつながり

系統的・継続的な学習指導においては、学力調査の結果等を分析して各ブロックの課題を、合同研修会等で共有し、ラーニングコーディネーター（LC）を中心に、焦点化した取組を進めた。

新型コロナウイルス感染症の状況により、一部の取組に制限はあったものの、各ブロックでは、オンライン等を活用するなどの対策を行い、学力定着に向けた公開授業を含む研修会や研究部会を工夫して開催し、学力対策の推進や基礎学力定着に着目した取組を進めてきた。

(イ) 子ども理解・生徒指導の連続性

生徒指導においては、各中学校ブロックにおける組織体制を活かして、小・中学校の担任や養護教諭、生徒指導担当や特別支援教育担当など、様々な立場から、多角的な視点で児童生徒理解について情報共有を進めた。また、地域や関係機関とも連携し、9年間を見据えた組織的かつ連続性のある生徒指導を進めた。

(2) 中学校ブロックにおける特色ある教育活動の展開

「ジョイントプラン」に基づき、各ブロックで特色ある教育活動が展開された。

「いしずえ学習」を推進し、基礎的・基本的な内容の確実な定着を図るとともに、家庭教育とも関連づけながら、学習習慣の定着、学習意欲の向上を図った。

「宇治学」については、副読本を活用し、ブロック小学校間の関連性や、小・中学校をつなぐ系統性を意識して、各校の校風や伝統を継承しながら、地域の特色を活かした、探究的な学習を進めた。

小小、小中学校間での交流や授業、行事など合同の取組は、この2年間の経験から、新型コロナウイルス感染症の状況に応じて、オンラインでの交流等を取り入れるなど、工夫して実施した。

(3) 家庭や地域との連携

各ブロック、各校の取組の中で、新型コロナウイルス感染症の感染状況に応じて保護者や地域の方を学校に招いての取組を実施した。

小中一貫教育の取組が、家庭や地域において「見える取組」であるよう、広報誌の発行や掲示、各学校のホームページの活用による情報の発信を継続している。

家庭においても、児童生徒が主体的に学習に取り組める環境の構築に向けて、学校と家庭が連携・協力し、「家庭学習の手引き」を活用した情報発信や学習習慣定着の取組を進めた。

(4) 中学校ブロックの推進体制と取組の充実・改善

小中一貫教育推進体制を基盤に、LCを要として、各校のコーディネーターとの連携を密に図る中で、ブロックの課題を焦点化させることにより、めざす子ども像や学力観について理解を深め、学力向上に向けた教育活動の充実を進めた。

年間4回、LC会議を実施し、各ブロックの状況等を交流することで、取組内容を振り返り、改善を図る機会とした。

令和4年度 小中一貫教育中学校ブロック活動状況(1)

学校教育課

		◎ ブロック目標 ○ 運営組織体制 □ ラーニングコーディネーター校務分掌 ◇ 教科連携教員教科等	○ 合同研修会・研究会等	○ 体験活動 □ 児童生徒交流活動	○ 家庭・地域と連携した取組	○ 学力診断テスト活用 □ 授業システム ◇ 家庭学習の取組	○ その他 □ 研究指定事業 ◇ 小小連携
1	宇治中B	◎「ふるさと宇治を愛し、みらいを展望し、たくましく生きる児童生徒の育成」 ○ブロック校長会、ブロック教頭会、コーディネーター会（授業づくり部、人権教育部、児童生徒連絡部） □小学校教務主任 ◇【市:英語】	○小中合同研修会(年4回) 9つの教科部会において授業研究会を実施 「自分の考えを文章化する」をテーマに指導案検討・研究授業参観・事後研修会を実施 ○人権教育研修の実施 菟道小での同和問題に係る直接学習の参観	□宇治中学校体験入学の実施 中学生による小学6年生への部活動の説明	○小中一貫教育校だより(FUTT)を発行 分散進学となる神明小の記事も掲載 ○宇治市「アクションプラン」において学力(国語力)の向上に向け、授業研究会を実施	○全国学力・学習状況調査の分析・活用研修 □宇治市「アクションプラン」において学力(国語力)の向上に向け、授業研究会を実施	○中学校の定期テストについて小6児童対象に不安解消の取組 □コミュニティ・スクール研究校(菟道小)
2	北宇治中B	◎「学力の向上を目指し、多角的に小中の連携を進める」 ○3校校長連絡会 企画会議(校長、教頭、コーディネーター) 学力部(学力分析・家庭教育、授業改善、道徳・総合、外国語(英語)、特別支援・教育相談、児童・生徒支援) コーディネーター会議 □中学校教諭 ◇【市:体育】	○小中一貫教育総会の実施 ○6つの学力部各係会で実践交流を実施 ○中学校教員による小学校の授業参観の実施	□北宇治中学校半日体験入学の実施 生徒会による説明・部活動体験	○「小中一貫教育ニュース」発行の実施 ○「家庭学習の手引き」を配付し家庭学習の定着を図る	○全国学力・学習状況調査の分析・実態把握 学力向上取組実践の交流と連携 ◇「家庭学習の手引き」を発行し、有効利用	○中学入学前の「春休みの宿題」を発行
3	槇島中B	◎「豊かな人間性と未来を創造する子どもの育成」 ○「夢・未来」会議(校長、教頭、教務主任) ブロックの校長会議、教頭会議、コーディネーター会議 部会(特別活動、生徒指導、特別支援教育、特別の教科道徳、国語、授業作り) □中学校教務主任 ◇【市:英語】	○合同研修会の実施(年6回) ①中学校授業参観 ②全体会(今年度の方針・学力向上プラン確認・グループ会議) ③小学校授業参観 ④発達障害のある不登校児童生徒について講師を招いた研修 ⑤小学校授業参観 ⑥全体会・グループ会議(学力向上に向けて、学テ分析・課題の交流)	○服のカプロジェクトの実施 □小学6年中学校体験の実施 ※部活動体験のみ □小中絵画巡回展	○小中一貫教育便り「マキシマム」の発行・HP掲載	○学力向上に向けた課題解決への取組や授業改善への協議・交流	○Zoomでのコーディネーター会議 ○Zoomでの「夢・未来」会議
4	西小倉中B	◎「小中9年間を通して 地域と共に子ども達の豊かな心と確かな学力を育む」 ○西小倉中ブロック小中一貫教育推進会議(校長部会、教頭部会、コーディネーター部会) ○学力充実・向上部、生徒指導部、児童・生徒交流部、養護栄養部会 ■中学校教務主任 ◇【府:音楽】	○夏季合同研修会の実施(リモート)(学力分析・特別支援教育・学力向上) ○合同授業研の実施 中学校授業参観・事後研究会	□小6年体験入学の実施 授業体験・部活動体験	○「家庭学習アンケート」の実施・分析 ○「家庭学習の手引き」 ○「学校だより」やHPで発信 ○小中一貫だよりの発行	○学力向上に向けて、学力分析・授業改善 □「学習への動機づけ」 ◇「家庭学習の手引き」	○ラーニングコーディネーターによる小学6年生への出前授業(学期1回) 中学校生活概要・学習面・生徒指導面(ルール)
5	西宇治中B	○NIS目標「自立への学びと社会性の育成を推進し心豊かでたくましい人間を育てる」 ○小中一貫教育推進会議(ブロック校長会、ブロック教頭会、コーディネーター会議) ○領域3部会(学力充実、生徒指導、教育相談、特別支援教育) ■小学校教務主任 ◇【市:英語】	○夏季小中合同研修会の実施 講師を招いてICTを活用した授業について研修 ○授業研の実施 ICTを活用した研究授業を行い、授業改善の研修	○小6「中学校の学習」説明会の実施 ○小6中学校体験の実施 ※部活動体験のみ □「朝のあいさつ運動」	○HP・各校掲示板で小中一貫教育の啓発、地域への発信 ○「朝のあいさつ運動」	□学力向上に向けて、ICTを活用した授業改善 ◇「家庭学習の手引き」	○「春休みの宿題」を作成実施

令和4年度 小中一貫教育中学校ブロック活動状況(2)

学校教育課

		◎ ブロック目標 ○ 運営組織体制 □ ラーニングコーディネーター校務分掌 ◇ 教科連携教員教科等	○ 合同研修会・研究会等	○ 体験活動 □ 児童生徒交流活動	○ 家庭・地域と連携した取組	○ 学力診断テスト活用 □ 授業システム ◇ 家庭学習の取組	○ その他 □ 研究指定事業 ◇ 小小連携
6	南 宇 治 中 B	◎「夢や希望を持ち、未来をたくましく生きぬく児童生徒の育成」 ○学習部(授業づくり部、基礎基本の定着部) ○指導部(特活部、生指・教相部、特支部、 帰国外国人理解部) ○支援部(養護・栄養部、事務部) □中学校教務主任 ◆【府:理科】	○小中一貫教育合同会議及び3部会の実施 今年度の方向性・方針や課題について確認 ○小中一貫教育夏季合同研修の実施 ※オンラインで実施 ○小中授業参観(平盛小・南宇治中で実施) ※あわせて3部会を実施	○中文拳演舞指導の実施 ○小6中学校体験入学の実施 ※授業体験と部活動体験 □児童会生徒会合同会議 (Zoom) □生徒会・児童会合同での あいさつ運動の実施	○学校だよりで小中の取組発信 ○あいさつ運動・ボランティア活 動への参加啓発 ○「家庭学習の手引き」を配付	○学力調査の結果分析・授業改善 □ノート指導についての共通理解 ◇「家庭学習の手引き」の見直し	○新中1の「春休みの課題」作成 ○校長、コーディネーターを中心に 学校訪問 □コミュニティ・スクール研究推進 校(南宇治中) ◇帰国児童理解学習 (西大久保小) ※平盛小日本語教室より
7	広 野 中 B	◎「夢や希望を持って未来を切り拓ける児童生徒の育成」 ○学校運営部会(ブロック校長会)、教頭部会、務局部会 (コーディネーター部会)、学力部会、児童生徒理解部会、 児童生徒交流部会、その他の部会(小小学年部会) □中学校教諭 ◇【府:数学】 【府:音楽(小小)】	○宇治ひろの学園総会の実施 小中一貫教育の取組周知 ○夏季合同研修会の実施(Zoom) 3校協働研究の趣旨を確認	○小6中学校体験入学の実施 ※授業体験 ※小6の質問に生徒会が回答 □HOT-MEETING(3校合同児童 生徒会)の実施 □福島ひまわり里親プロジェクト □中学生による小学生への紙芝 居の読み聞かせ □巡回作品展	○保護者向けの巡回作品展の 実施 ○あいさつ運動の実施 ○HOOP(宇治ひろの学園小中一 貫だより)発行・HP掲載 ○「家庭学習の手引き」の配付 ○長期休業中の「生活のきまり」 について交流	○学力向上に向けて、学力分析・授業改善 □「伝え合う力の育成」をテーマに、非認知能力 育成の取組を実践 ◇「家庭学習の手引き」	◇小小連携や交流の充実(高学年 音楽科での授業・定期的な情報交 流) □新たな学力分析の在り方に係る 調査研究(広野中ブロック) □地域・企業と連携したPISA型読 解力育成事業指定校(広野中)
8	東 宇 治 中 B	◎「命をかがやかす人間」 ○ブロック運営委員会 ブロック校長会議、コーディネーター会議 学力充実推進部会 研究授業部会 □小学校教務主任 ◇【府:英語】	○小中合同研修会の実施(年2回) 講師を招き「非認知能力の向上」 について研修(一部オンライン) ※併せて合同学年会実施 ○相互授業参観 ○小中連絡会の実施(年3回)	○小6中学校体験入学の実施 □花植ボランティアによるプラン ター贈呈 □中学生の美術作品巡回展示	○小中一貫教育だよりの発行 ○「家庭学習の手引き」の配付 ○各校の学校便りで取組の発信 ○各校小中一貫教育コーナー (掲示板)の設置	○学力向上に向けて、「非認知能力」に焦点を 当てた学力分析・学力課題の共有 □授業スタンダードの活用 □「非認知能力」を働かせることのできる発問 や仕掛け ◇「家庭学習の手引き(保存版)」の配付	○中学校からスクールライフサ ポートブックを小学6年に配付 ○先スタ(中学入学前の学習)を小 学6年に配付 ○定期テスト対策(小学6年)実施 ○小6へ中学校学校だより配付
9	木 幡 中 B	◎「故郷(ふるさと)で夢や希望をはぐくみ、未来を切り拓く児 童生徒」 ○ブロック校長会、ブロック教頭会、一貫教育推進委員会 教科部会8教科 連絡会3領域(健康安全、学力充実・いしづえ、児童生徒 理解) □中学校教諭 ◇【府:英語】	○小中合同研修会の実施(年3回) ※特別支援教育についての講演会含む 教科部会で 授業参観後、実践交流 連絡会で現状や実践の交流	□中学校生徒会が中心となり、 中学校半日体験入学を実施	○中学校の「学校だより」「生活だ より」を6年生に配布 ○「家庭学習の手引き」配付 ○小中一貫教育だよりは発行、 取組をHPに掲載 ○新入生保護者説明会の実施	○「やましろ授業スタンダード」「効果のある宇治 市方式を進めるアクションプラン」に基づいた、 学力向上のための主体的・対話的な授業づくり ◇「家庭学習の手引き」	○6年生卒業後の春休み宿題(国 語・算数・英語) ◇三校交流による小小連携の実施 木幡小・笠取小・笠取第二小 御蔵山小・笠取小・笠取第二小
10	黄 檜 中 B	◎「たくく、すずしく、たくましく」 ○小中一体の組織を構成 □中学校教務主任 ◇【市:英語】	○全ての教科・領域を通じて「主体的・対話的 で深い学び」を柱とした授業改善の研究 ○認知能力と非認知能力を一体的に育成す るための主体的・協働的に探究する活動の 研究 ○校務分掌や会議の小中合同実施	○黄檜ウォーカー(1,9年生) ○OBAKUミーティング(6,7年生) ○縦割班活動(1～6年生)など異 学年集団活動 □学園会選挙開催	○HPを活用して取組の発信 ○親のための進路説明会の開催	○学力調査の結果分析、授業改善 ○中学校でのテスト実施状況や課題点を調査 分析 □全ての教科・領域を通じて「主体的・対話的 で深い学び」を大切にした授業づくり □認知能力と非認知能力を一体的に育成す るための主体的・協働的に探究する活動	□課題解決型学習に小中で取り組 む(京都府「絆の作り手育成プログ ラム」研究校(宇治小)) □コミュニティ・スクール研究校(宇 治黄檜学園)

令和5年度の小中一貫教育の到達目標

子どもと子ども、子どもと教職員、教職員と教職員、地域と学校をつなぎ、
学びと育ちの絆が深まる宇治市の小中一貫教育

つながりとふれ合いの中で愛情や信頼を感じ、
たくましく、仲間と高め合う宇治市の子ども

この間の新型コロナウイルス感染症の状況を受けて、今年度は既存方針を確認するとともに、小中一貫教育を着実に実施することを第一の課題とする。

とりわけ、ラーニングコーディネーターの大半が入れ替わったことを踏まえ、各中学校ブロックでこれまで進めてきた小中一貫教育の意義や取り組みの流れを丁寧に確認しながら次の取り組みを進めることとする。

(1) 9年間を見通した子どもの育ちと学びのつながり

◆子どもにとって、より良い育ちの場をつくる

◆より良い学びとなるよう、子ども自身に見通しをもたせた教育活動を行う

〈具体的な取組〉

- 校種や学年の個別課題を踏まえつつ、カリキュラム・マネジメントの視点から系統的な学習指導を行う。
- ラーニングコーディネーターを有効に活用して、各ブロックで合同の授業研究を行う。
- 小小、小中学校間での交流や授業などの取組を対面やオンラインのハイブリット方式で工夫して実施していく。
- 「小小連携」を通して「宇治学」ほか、教育内容を教員間で共有する。
- 小学6年生の「中学校の学習・生活体験」を実施する。

(2) 連続性のある子ども理解と生徒指導

◆児童生徒を小中の教職員が相互に理解し、共通の姿勢で指導する

◆切れ目のない支援で子どもの育ちを支える

〈具体的な取組〉

- 児童生徒理解や支援に関わる部会の情報共有を日常的に行い、小中の接続を強化する。
- 地域や関係機関とも連携し、様々な立場から多角的な視点での児童生徒理解、支援・指導を進める。
- 「合同研修会」等により、ブロックの特色や課題を共有する。
- 「各校の授業参観」を実施し、児童生徒の実態を把握する。

(3) 指導や支援に磨きがかかる教職員の連携と協働

◆組織的に取り組む

◆ブロックの教職員の実践力を向上させる

〈具体的な取組〉

- ブロック校長会の方針の下、ラーニングコーディネーターを要として、義務教育9年間の教育目標や課題を明確にした「ジョイントプラン」を策定する。
- 学力の定着と充実・向上を柱とした小中一貫教育の推進に向け、課題解決に向けた具体的な研究・研修に取り組む。
- 「小中合同研究」「授業参観（研究授業）」により指導力の向上を図る。
- 「ブロック校長会」「コーディネーター会議」等を定期的に開催する。
- 市全体での「ラーニングコーディネーター会議」を定期的に開催する。

(4) 家庭・学校・地域でつくる育ちの輪

◆地域、保護者とともに子どもの育ちを支える

◆地域が軸となり、小中学校、児童生徒をつなぐ

〈具体的な取組〉

- 児童生徒が主体的に学習に取り組み、生涯にわたって自ら学び続ける学習習慣の定着に向け、「家庭学習の手引き」等を活用し、家庭との連携・協力を進める。
- 「小中一貫だより」の発行や「ホームページ」の活用により、小中一貫教育の様々な実践が、「見える取り組み」となるよう積極的に情報発信する。
- 「アンケート」等を実施し、保護者、地域からの意見や考えを積極的に収集し双方向型の取り組みを進める。
- 学校運営協議会、地域学校協働活動等での「地域とともに考える教育活動」「地域と協働の行事、取り組み」を進める。

効果のある宇治市方式を進めるアクションプラン（案）

宇治市教育委員会・宇治市校長会

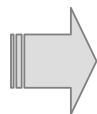
- ◇ 本市では、学力の充実・向上を重点課題に位置付け、小中一貫教育を基盤に、児童生徒の学力の充実・向上に向けた様々な施策を推進している。
- ◇ 各学校においても、教育委員会の方針に基づき、学力の充実・向上を中核においた学校経営を進めている。
- ◇ しかしながら、全国学力・学習状況調査（以下、「全国学調」と略記）等から推測される本市児童生徒の学力状況は、徐々に改善の兆しは見られるものの、総じて見ると市民や保護者の期待に添える水準に達していないのが実状である。
- ◇ このような実状に鑑み、本市の学校教育に責務を有する教育委員会と、各学校の経営責任者である全ての校長で組織される校長会とが協働して、学力の充実・向上に向けた新たな取組を進める。
- ◇ 取組の推進に当たっては、①教育委員会の施策や各学校の実践を振り返る中で取組目標の焦点化を図ること②焦点化した目標に向けた取組が、学力課題の多寡に関わらず、全ての小・中学校において進められること③各学校の取組を、教育委員会が組織を挙げて全面的に支援していくことが肝要であると考える。
- ◇ この取組は、方針や目標レベルに留まることなく、各教室における日々の教育活動の中で具現化されることが「鍵」となる。
- ◇ 本市の実態に基づき、長年に亘る教育実践を基盤として、施策対効果を意識した『効果のある宇治市方式の取組を進めるアクションプラン』を策定し、本市の次代を担う児童生徒の生涯にわたる学習の基盤となる学力の充実・向上を図っていく。

（「令和元年度効果のある宇治市方式を進めるアクションプラン」抜粋）

- ◇ 令和4年度においては、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策を講じた上で学習の保障について配慮し、学力充実・向上についての取組を行ってきた。また、「目標設定シート」を一部変更して活用し、各校の取組を展開することとした。
- ◇ 令和4年度は、国語の学力の中でも、特に課題と考える「読み取る力」「書き表す力」の向上・改善に向けた取組を進めた。
- ◇ 令和5年度のアクションプランについては、令和元年度からのファースト・ステージを終え、セカンド・ステージとして、特に府教委方式に準じた「4層区分」のC層に着目した取組を推進する。
- ◇ 「全国学調」の「国語」における①学力の状況（正答数分布に基づき算出されるC層の割合を全国の状況と比較）②質問紙調査の状況（「国語の力」に関する質問項目に対する回答状況を全国状況と比較）を評価指標とし、①については全国水準を下回ること、②については全国水準を上回ることが宇治市全体の目標として取組を進めていくこととしている。目標達成のためには、「全国学調」の結果を受け、学力状況の分析と課題の明確化・共有化を図り、具体的な取組を実践することが重要となる。
- ◇ 教育委員会と校長会とで構成する「学力向上対策連絡協議会」では、令和5年度の計画と「目標設定シート」を作成した。

学力対策のポイント

- ① 取組目標の焦点化
- ② 全ての学校における取組
- ③ オール市教委としての支援

各教室における
日々の教育実践

※ アクションプランは、Plan（計画）→Do（実行）→Check（評価）→Action（改善）のサイクルで進行管理していく。

年度内取組等についても、PDCA サイクルを適切に活用し、適宜改善を図ることが学校における取組のポイントとなる。

令和５年度宇治市小中一貫教育推進協議会の活動について（案）

1 協議会の活動について

小中一貫教育に関する取組全般の進行管理を行い、取組内容の点検確認とともに改善点について意見の交換等を行う。

2 今年度の活動計画について

(1) 年２回の協議会開催

交流・協議による進行管理

第１回協議会 ７月５日（水）

第２回協議会 ２月～３月開催予定〔年度末進行管理〕

※ 本協議会は必要に応じて会長が招集する。（本協議会設置要項第６条）

(2) 中学校ブロックの特色ある取組の視察

学校現場の取組視察による進行管理

中学校ブロックの取組を視察し、その後現地にて交流・協議を行う。

・視察受け入れ可能な取組を委員が選択し参加する。（２学期の予定）

※別紙１参照

・学校と小中一貫教育推進協議会委員の交流・協議の場をもつ。

（管理職や小中一貫教育コーディネーター等に対応を依頼する。）

※ 事前に、中学校ブロックの特色ある取組（合同研修会・合同発表会等、小・中学校や地域が合同で行う取組）ならびに各小・中学校が実施する授業参観やオープンスクールなどの情報提供を行い、協議会委員参観の依頼を行う。

(3) プロジェクトチームの設置

必要事項の調査・研究

協議会の場でさらに深く調査、研究等を必要とする事項が生じた場合は、プロジェクトチームを設置する。

今年度の宇治市小中一貫教育アンケート 実施概要（案）

1 目的

小中一貫教育をはじめとした本市学校教育の推進及び今後の教育施策の参考に資するため、学校教育に関する児童生徒、保護者の意識や意向、学校の状況などについて把握するとともに、調査の結果をもとに改善に向けた積極的な取組を進める。

2 対象

- （１） 宇治市立全小学校 第6学年の全クラスの児童と保護者
- （２） 宇治市立全中学校 第1学年の全クラスの生徒と保護者
- （３） 宇治市立全小・中学校（小学校 22 校、中学校 10 校）

3 実施時期

令和5年度 2学期中旬から末にかけて実施
※令和4年度より早めの時期に実施

4 設問項目

- （１）「学びのつながり」について〔2項目〕（保護者、学校）
- （２）「子ども理解・生徒指導の連続性」について〔4項目〕（保護者、学校）
- （３）「小・中学校での学習や生活」について〔8項目〕（児童生徒）
- （４）「小中一貫教育のねらい・取組」について〔5項目〕（保護者、学校）
- （５）「地域とのつながり」について〔4項目〕（保護者、学校）